

古河市男女共同参画プラン
平成29年度男女共同参画年次報告書

古河市男女共同参画プランは、一人ひとりの人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を發揮し、男女がともに参画できる男女共同参画社会の実現に向け、「古河市男女共同参画推進条例」に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本プランは市政のあらゆる分野におよびその推進には全庁的な取り組みが必要です。本市では、担当部署におけるプランの事業実施状況を把握し、その評価を行うことによって、プランの取り組み状況や効果を確認し、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進していきます。

◆平成28年度 「古河市男女共同参画プラン後期実施計画」実施状況（P. 1～28）

1 事業の評価基準

下記判定区分に基づき、担当部署は取組ランクを【達成度】の観点から評価を実施しています。

【達成度】

取組ランク	数値目標設定
A	60～100%
B	30～59%
C	1～29%
D	0%

2 総合評価の結果

後期実施計画は、具体的施策69施策別担当部署数155ヶ所からなる事業で構成され、達成状況は下表のとおりです。

基本目標	具体的施策数	施策別 担当部署数	評価			
			A	B	C	D
I 「互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立」	14	38	36	1	1	0
II 「あらゆる分野への男女共同参画の促進」	9	26	22	4	0	0
III 「いきいきと働ける社会環境の整備」	11	25	20	5	0	0
IV 「健康で安心して暮らせる生活環境の整備」	21	38	37	1	0	0
V 「国際的協調と国際理解の推進」	6	14	12	2	0	0
VI 「男女共同参画社会実現のための推進体制の充実」	8	14	7	7	0	0
計	69	延べ155	134 86.45%	20 12.9%	1 0.65%	0 0%

※担当課欄の下段(〇〇課)は、平成28年度時の名称。

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立

計画目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 男女共同参画施策の総合的推進

I-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
1 「男女共同参画推進条例」の推進と「男女共同参画都市」の周知	「古河市男女共同参画推進条例」や、本市が「男女共同参画宣言都市」であることを市民に周知し、市民及び事業者の関心と理解を深めると共に、男女共同参画に関する活動を積極的に進めます。	A	○古河市男女共同参画推進会議委員と男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員と協働し、まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間の周知等を行う。 ○人権・男女共同参画室所有図書及び専門書の活用	○まちなか啓発活動の実施 イベント会場にて計3日間の啓発活動を実施(10/8関東ド・マンナカ祭り、10/23さんさんまつり、11/5古河よかんべまつり) ・古河市男女共同参画週間キャッチフレーズ最優秀賞作品記載のポケットティッシュを配布 ・参加延べ人数:74人 ・配布個数:7,500個 ○古河市男女共同参画週間で(2/7~2/13)の啓発活動 事前周知として1/20午前 カスミ古河丘里店にて実施 ・災害用アルミ温熱シート、2/11男女共同参画講演会チラシを配布 ・参加人数:5人 2/11(土)男女共同参画講演会開催 ・講師:家事ジャーナリスト/楽家事ゼミ主宰 山田 亮 氏 ・参加者:155人 ○就学時健診時を利用した啓発活動 小学校3校にて10分程度の保護者に対する啓発活動を実施(9/26名崎小、10/11下辺見小、11/2古河六小) ・男女共同参画情報を小学校23校へ作成配布 ・参加延べ人数:12人 ○三和図書館に「男女共同参画コーナー」設置(H24~) ・関連図書、専門資料の充実 ・「モモタロー・ノー・リターン&サルカニ・バイオレンス」 十月舎 図書購入	A	・まちなか啓発活動では、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)に登録している団体から様々な年代の協力者が集まり、一緒に活動することができた。 ・子育て世代への啓発として、生涯学習課の協力を得て就学時健診時を利用した啓発を継続して行う事ができた。 ・図書の活用について、引き続き三和図書館の協力により専門図書・講演会開催チラシ等の設置ができた。	人権・男女共同参画室口
2 市民意識等の定期的な把握	男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民に対する意識等の把握をします。 対象:市民・教職員・市職員・事業所 時期:3年に1回	A□	○市民、事業所に対し意識調査を行い、第2次男女共同参画プラン策定の基礎資料とする。	○意識調査の実施 ・対象:[市民]満18歳以上70歳以下の男女2,000人[事業所]会社、病院、金融機関、大型店等市内173事業所 ・期間:4/18~5/6	A	市民の意識や実態等を把握し、取り組むべき課題等をプランに反映することができた。	人権・男女共同参画室口

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

I-1-(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
3 社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	古河市男女共同参画週間(2月7日~13日)国の男女共同参画週間(6月23日~29日)や茨城県男女共同参画推進月間(11月)にちなみ、市民の意識啓発を図ります。	A	○各週間・月間にちなんだ意識啓発を図る。 ●市・週間 ・2/1~2/14の期間、懸垂幕3カ所設置、のぼり旗5カ所設置する。 ・市民に周知できる場所の選定を行う。 ・男女共同参画に関する作品募集として作文募集を行う。 ・男女共同参画講演会を開催し、市民の意識啓発を図る。 ●国・週間 ・全国会議への参加を古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ呼び掛け国の動向を知る機会を設ける。 ・お知らせページを利用し、国の週間を広く周知する。 ●県・月間 ・月間中に県主催の事業への参加と市独自の事業を行う。	○各週間・月間にちなんだ意識啓発を図った。 ●市・週間 ・2/1~2/14の期間、懸垂幕(3庁舎)及びのぼり旗設置(3庁舎、健康の駅、福祉の森会館) ・1/20午前 カスミ古河丘里店にて古河市男女共同参画推進会議委員と男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員で啓発グッズの配布を合同実施 ・古河市男女共同参画に関する作品(作文)募集 応募数:89作品(最優秀賞1作品、優秀賞0作品) ・2/11男女共同参画講演会開催 講師:家事ジャーナリスト/楽家事ゼミ主宰 山田 亮 氏 参加者:155人 ●国・週間 ・男女共同参画週間キャッチフレーズ募集のご案内 ・6/27全国会議への参加:11人 ・6/15号お知らせページ掲載(国の男女共同参画週間周知) ●県・月間 ・県 11/5「ハーモニートップセミナー」職員参加 ・市 11/15デートDV予防のためのワークショップ開催 実施校:古河中等教育学校 4年次生 講師:認定NPO法人エンバウメントかながわ 参観者:古河市男女共同参画推進会議委員、人権擁護委員、近隣自治体職員を含む28人	A	週間・月間に合わせた各種事業の開催を行い市民への意識啓発を図ることができた。	人権・男女共同参画室口

<p>3 社会制度・慣行の見直しのための意識啓発 《続き》</p>	<p>男女共同参画の意識啓発を図るため、フォーラムや講座・講演会等を開催し学習の機会を提供します。</p>	<p>A</p>	<p>○市主催講演会の開催 ・市職員、教職員、市内事業所従業員を対象とした講演会を開催する。 ・高校生を対象としたデートDV予防のためのワークショップを行う。 ・男女共同参画講演会を開催する。</p>	<p>○市主催講演会 ・8/23イクボス養成講演会 対象：市職員、教職員、市内事業所従業員、近隣自治体職員、古河市男女共同参画推進会議委員 講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 安藤 哲也 氏 参加者：120人 ・11/15デートDV予防のためのワークショップ開催 実施校：古河中等教育学校 4年次生 講師：認定NPO法人エンパワメントかながわ 参観者：古河市男女共同参画推進会議委員、人権擁護委員、近隣自治体職員を含む28人 ・2/11(土)男女共同参画講演会開催 講師：家事ジャーナリスト/楽家事ゼミ主宰 山田 亮 氏 参加者：155人</p>	<p>A</p>	<p>今後も幅広い世代に向けてフォーラムや講座・講演会を開催する。</p>	<p>人権・男女共同参画窓口</p>
	<p>男女共同参画に関する情報発信のため、定期的に「広報古河」を活用します。また、「古河市公式ホームページ」による情報提供も行います。</p>	<p>A□</p>	<p>○男女共同参画に関する情報発信のため、広報紙等を活用する。 ・広報古河 年2回予定 ・お知らせページ 随時 ○市公式ホームページによる情報提供を行う。 ・随時掲載</p>	<p>○広報紙等活用 ・広報古河 9月号：女性が活躍している職場、子育て中のお父さんの家事や育児に関するコメントの紹介(2頁分) 3月号：男女共同参画講演会、作品募集入賞作品、茨城県女性が輝く優良企業の紹介(2頁分) ・お知らせページ 4/15号 男女共同参画に関する意識調査実施 6/15号 国「男女共同参画週間」周知 7/1号 男女共同参画に関する作文募集告知 7/1号 男女共同参画に関する作文入賞作品巡回展示お知らせ 1/1号 男女共同参画講演会開催告知 1/15号 第2次古河市男女共同参画プランパブリックコメント募集 2/15号 男女共同参画推進会議委員募集 ○市公式ホームページ掲載 ・お知らせページに掲載した内容や第2次古河市男女共同参画プラン、男女共同参画に関する意識調査結果を掲載</p>	<p>A</p>	<p>・広報古河では、男性の育児参加の促進や女性の活躍推進について啓発することができた。 ・お知らせページでは、市で行う事業について市民にお知らせすることができた。 ・市公式ホームページについては随時掲載した。 ・今後も積極的に情報発信を行っていく。</p>	<p>人権・男女共同参画窓口</p>
	<p>男女共同参画推進に関する国・県・他自治体等における研修や講演会等への市民参加を促します。</p>	<p>A□</p>	<p>○各庁舎へチラシ設置 ○古河市男女共同参画推進会議委員及び男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報提供</p>	<p>○各庁舎へチラシ設置：随時 ○古河市男女共同参画推進会議委員及び男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報提供：会議、役員会、代表者会時を活用し周知。ほか通知により周知</p>	<p>A</p>	<p>・チラシの設置や会議、通知等を利用した周知により市民や協力者に情報提供することができた。</p>	<p>人権・男女共同参画窓口</p>

計画目標2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

(1) 学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

I-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
4 人権尊重のための教育 と男女平等教育・学習 の充実	一人ひとりの人権意識を育むため、小学生を対象とした人権教室を開催すると共に、中学生人権作文コンテストへの参加を奨励します。	A□	○人権教室の開催 ○中学生人権作文コンテスト参加奨励	○人権擁護委員古河部会による人権教室 市内小中学校31校及び古河第三高等学校 児童・生徒3,663名参加 ○中学生人権作文コンテスト 応募校数 10校 出品数 1,721点 人権作文審査会実施 ・期日 9/8(木) ・会場 総和第二庁舎会議室 I	A	他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を養うことができた。 中学生作文コンテストでは茨城県大会で優秀賞・優良賞を受賞	図権・男女共同参画室□□
	子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、人権を尊重した教育や保育を実施します。	A	○人権を尊重した教育や保育を実践し、男女共同参画の意識を醸成する。 ○男女が性別に捉われた役割意識を持たないよう、男子の家事参加意識の育成・女子の木工作業の実施など、家庭科教育等の充実を図る。	○市内小中学校32校全校における人権教育計画訪問による男女共同参画意識の醸成 ○小学校(23校)の家庭科教育及び中学校(9校)の技術・家庭科教育において、男子の家事参加の意識の育成や女子の木工作業により、男女の性別にとらわれた役割意識を持たない教育の充実を図った。	A	人権教育計画訪問を実施したり、目的の授業が達成できたことから、本年度もAとした。	指導課
		A	○保育士が常に男女共同参画を意識して保育にあたる。	○保育をする上で、保育士が常に男女共同参画を意識し保育を実施した。	A	保育士が保育に当たる際、男女区別することなく保育を行った。	子ども福祉課 (子ども入園課)
5 教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実	男女共同参画の視点に立った保育所・学校等の教職員研修等の充実を図ります。	A	○市内全32校に人権教育計画訪問を兼ねた計画訪問を実施し、男女共同参画意識を含めた人権教育について指導する。	○市内小中学校32校全校における人権教育計画訪問を兼ねた計画訪問を実施し、男女共同参画意識を含めた人権教育について指導した。	A	全小中学校に対して、目的の指導が実施できたのでAとした。	指導課
		C	○研修に進んで参加する。	○市主催の研修等に参加することができなかった。	C	研修不参加	子ども福祉課 (子ども入園課)
	県教育委員会・県教育研修センター主催による男女共同参画に関する講演会・研修会等への派遣を行います。	A	○県西地区人権教育研修会に全小中学校の人権教育主任を派遣する。	○平成28年度県西地区人権教育研修会が平成28年6月1日に県西生涯学習センターで実施された。この研修会に全小中学校の人権教育主任を派遣した。	A	全小中学校の人権教育主任を派遣することができたのでAとした。	指導課
	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	A	○市職員、教職員と連携し、会場準備を行い、市民の方の興味のある分野の講演会を目指す。	○古河市人権教育講演会(古河市教育委員会共催) ・期日 8/2(火) ・会場 とねミドリ館 ・講師 山脇 由貴子 氏 ・演題 現代の子どもたち～いじめ自殺問題とその解決方法。今、大人たちのやるべきこと～ ・参加者 市職員、教職員など613人	A	市職員、教職員と連携し、例年同様、講演会を行ったため。	生涯学習課
	A	○市職員、教職員、市民参加のもと人権に関する講演会の開催	○古河市人権教育講演会(古河市・教育委員会主催) ・期日 8/2(木) ・会場 とねミドリ館 ・講師 山脇由貴子氏 ・演題 現代の子どもたち～いじめ自殺問題とその解決方法。今、大人たちのやるべきこと～ ・参加者 人権擁護委員、市職員、教職員など約613人	A	教育委員会と連携し人権教育の啓発の観点から講演会を実施した。	図権・男女共同参画室□□	

6 性別にとらわれない指導等の充実	生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択できるよう適切な進路・就職指導等を実施します。	A	○市内全中学校9校において、生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択出来るよう適切な進路・就職指導を実施できるようにキャリア教育を推進する。	○市内全中学校9校において、性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路選択ができるようキャリア教育を推進した。	A	全中学校で目的の授業を実施することができたので、Aとした。	指導課
	性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料を活用します。	A	○市内全32校において、性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料(38)の活用について指導する。	○市内全32校において、性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料(38)の活用について指導した。	A	全小中学校に対して、目的の指導が実施できたのでAとした。	指導課
	学校生活等における児童・生徒からの相談に対応するため、スクールカウンセラーの活用を図ります。	A	○市内全32校において、県派遣のスクールカウンセラーを活用するよう指導する。	○市内全32校において、県派遣のスクールカウンセラーを活用するよう指導した。	A	全小中学校に対して、目的の指導が実施できたのでAとした。	指導課
7 教育・保育等実践活動での男女共同参画の推進	学校・保育所等の行事運営やPTA・保育所等の親の会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	A	○市内全32校において、PTA活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる活動体制を指導する。	○市内全32校において、PTA活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる活動体制について指導した。	A	全小中学校に対して、目的の指導が実施できたのでAとした。	指導課
		A	○保護者参加行事は、男女どちらでも参加できる行事を企画する。	○保護者参加行事企画の際は、父親が参加できるよう意識して運営に心掛けた。	A	運動会など、男女どちらでも参加できる種目を取り入れている。	子ども福祉課 (子ども入園課)
		A	○家庭教育学級説明会において、父親学級について、補助金が使用できることを説明し、活発な開催を促す。	○各校の保護者で組織する家庭教育学級において、女性の参加が圧倒的に多いことから、父親の参加を促すため、父親が参加する家庭教育の講座を実施した場合に、市が補助金を出している。 ・講座の実施件数 4件(参加した父親の人数 計257名) ○父親で組織した家庭教育学級 2学級	○各校の保護者で組織する家庭教育学級において、女性の参加が圧倒的に多いことから、父親の参加を促すため、父親が参加する家庭教育の講座を実施した場合に、市が補助金を出している。 ・講座の実施件数 4件(参加した父親の人数 計257名) ○父親で組織した家庭教育学級 2学級	A	担当者会議等で周知し開催を呼びかけ、例年同様実施できたため。

(2)家庭・地域における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

具体的施策	実施事業	平成27年度取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
8 家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供	未就学児・小中学校の保護者を対象にした家庭教育学級の充実を図ります。	A	○学校側の費用負担のない、親楽ファミリーテーターの会の紹介を行い、家庭教育学級の開催を促す。	○家庭教育学級担当者会議 ・4/27(水) 参加109人 ○家庭教育学級合同情報交換会 ・6/7(火) 参加160人 ○各学校学習支援 ○就学時健診時子育て学習会 ・9月～11月 市内小学校23校 参加1153人	A	例年通り、家庭教育学級の支援や講演会等を実施したため。	生涯学習課
	青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。	A	○定期街頭指導及び特別街頭指導の実施 ○各支部活動の実施 ・古河支部：手づくりまつりでの大声コンテストとストロートンボ作りの出店 ・総和支部：関東ド・マンナカ祭りでのアンケート調査 ・三和支部：青少年フォーラム ○合同視察研修(1泊2日)の実施	○青少年相談員133人、特別青少年相談員1人 ○定期街頭パトロール ・古河支部 36回、総和支部 32回、三和支部 32回 ○特別街頭パトロール ・古河支部 8回、総和支部 11回、三和支部 11回 ○第18回関東ド・マンナカ祭り(総和支部) ・10/8～9 青少年アンケート回答 1,376人 ○さんわ青少年フォーラム(三和支部) ・1/28(土) 相談員28人 生徒26人参加 ○第7ブロック青少年相談員連絡協議会研修会 ・12/17(土) 相談員43人参加 ○視察研修 1/20 宇都宮市 相談員44人参加 ○環境浄化活動	A	例年通り、青少年相談員を中心に事業目標どおり実施できたため。	生涯学習課
	一般市民を対象とした人権教育講演会を開催します。	A	○市職員、教職員と連携し、一般市民の興味のある分野の講演会を開催すること。	○古河市人権教育講演会(古河市教育委員会共催) ・期日 8/2(火) ・会場 とねミドリ館 ・講師 山脇 由貴子 氏 ・演題 現代の子どもたち～いじめ自殺問題とその解決方法。今、大人たちのやるべきこと～ ・参加者 市職員、教職員など613人	A	例年通り、教職員と連携し、実施できたため。	生涯学習課
		A	○市職員、教職員と連携し、一般市民の興味のある分野の講演会を開催すること。	○古河市人権教育講演会(古河市・教育委員会主催) ・期日 8/2(木) ・会場 とねミドリ館 ・講師 山脇由貴子氏 ・演題 現代の子どもたち～いじめ自殺問題とその解決方法。今、大人たちのやるべきこと～ ・参加者 人権擁護委員、市職員、教職員など約613人	A	教職員と連携協力し、市内・市外から多くの参加者を集め、人権教育を実施できた。	凶権・男女共同参画室
9 男女共同参画の視点に立った生涯学習講座・スポーツ・レクリエーション活動の支援	市民講師登録による生涯学習指導者登録情報の充実及び提供を図ります。	A	○一般市民の方の【学びたい】指導者情報について、指導者バンクの中から、率先して案内する。	○講師登録人数 413人 ○依頼のあった団体等へ情報を提供数 40件	A	指導者バンクを活用した情報提供により、市民の学びたいという要求にこたえることができたため。	生涯学習課
	子育て中の親が安心して学ぶ機会を確保するため、一時保育付講座を開催します。	A	○地域女性団体連絡会に協力を依頼し、子育て中の保護者も安心して、講演会等に参加できるようにする。	○子育て講座等において、託児室を設置 ◎託児員出張状況 6/7 とねミドリ館 家庭教育学級情報交換会 3人 7/25 福祉の森 中高生ふれあい交流会 4人 7/28 健康の駅 中高生ふれあい交流会 6人 7/29 三和地域福祉センター 中高生ふれあい交流会 8人	A	地域女性団体連絡会のご協力のもと、託児が必要な保護者も、気兼ねなく参加することができたため。	生涯学習課
	子どもから高齢者まで気楽に楽しめ、爽快感が味わえる生涯スポーツの普及に取り組み、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	B	○市民向けのスポーツ振興事業を行う。	○ニュースポーツ等のレクリエーション大会を開催し、子供から高齢者、男女問わず楽しめるよう努めました。 ・第30回古河市ウォークラリー大会 6月4日(土) 47チーム(参加者190人) ・第42回古河市小学生なわとび大会 2月4日(土) 参加者 個人ジャンプ 341人、チームジャンプ 8チーム ・体力測定会 7月9日(土) 参加者52人	A	市民の健康の維持・増進を図るために開催することができた。	スポーツ振興課

計画目標3 家庭・職場等における人権の尊重

(1) 家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶

I-3-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
10 家庭内等で起こる暴力の防止と関係機関との連携	DV(配偶者やパートナーからの暴力)やデートDV(婚姻関係にない交際相手からの暴力)防止と被害者保護のため、関係機関との連携を図り、意識啓発に努めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に合わせた啓発キャンペーンを実施します。	A	○出前講座開催 ・古河中等教育学校での開催	○出前講座開催 ・11/15デートDV予防のためのワークショップ開催 実施校:古河中等教育学校 4年次生 講師:認定NPO法人エンパワメントかながわ 参加者:古河市男女共同参画推進会議委員、人権擁護委員、近隣自治体職員を含む28人 (平成29年度からは、子ども福祉課単独にて事業を行う。)	A	・学校、講師の協力により生徒及び教師に対しての啓発ができた。また、近隣自治体職員、教職員、人権擁護委員等の参観もあり関係機関との連携を図ることができた。 ・平成29年度からは、子ども福祉課単独にて開催することとなるが、啓発や情報の共有は継続して行っていきたい。	人権・男女共同参画室口
			○「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて啓発活動を行い、市民への周知を図る。	○キャンペーン期間中に、市内子育て支援施設及び公共施設合計30施設にポスター及び啓発グッズを設置し、女性に対する暴力の防止を啓発した。		A	

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

I-3-(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
11 職場・学校・地域活動における防止対策の推進	人権侵害であるセクシュアル・ハラスメントや、パワーハラスメント等に関する認識を深めるための意識啓発に努めます。	B	○各庁舎へ関連チラシ設置 ○他課との連携	○各庁舎へチラシ設置:随時	B	情報提供だけでなく、積極的に情報発信できるように取り組みたい。	人権・男女共同参画室口

(3) 被害者の保護や支援体制の充実

I-3-(3)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
12 被害者に対する相談体制の充実	各相談窓口との連携を図り、早期問題解決につなげます。 ・人権相談 ・女性相談 ・家庭児童相談・法律相談	B	○常設・特設の人権相談窓口を開設する。 ○人権啓発活動の実施	○人権擁護委員による人権相談 ・(定例人権相談) 実施 4.5.7.9.10.11.3月の第2水曜日 13:00～15:00 会場 古河・三和庁舎 ・(特設相談) 人権擁護委員の日に係る相談 実施 6/1(月)10:00～15:00 会場 古河・三和庁舎 ・(人権週間に係る相談) 実施 12/2(金)三和庁舎10:00～15:00 12/6(火)古河庁舎10:00～15:00 ○人権啓発街頭キャンペーン 実施 11/6(土)10:00～12:00 会場 ジョイフル本田古河店 ○デートDV研修会 実施 11/10(火) 会場 茨城県立古河中等教育学校 ○子どもの人権SOSミニレター ・市内小中学校児童生徒全員に配布	A	関係機関や人権擁護委員古河部会との連携を図り、人権相談における窓口を開設することにより人権問題解決への体制を確立した。 また街頭キャンペーン等を行うことにより市民に対し人権意識の高揚と正しい理解を図ることができた。	凶権・男女共同参画室
	12 被害者に対する相談体制の充実 《続き》	A	○相談窓口を設け、市民の相談に応じる。相談者のニーズを把握し、早期問題解決につなげる。	○平成28年度は子育て支援課に自立生活支援相談員を4人配置し、庁内の各種相談先と連携し、連絡の整備、情報の共有化を図る体制をとっている。 ○相談時間を延長(16時→17時)した。	A	相談者のニーズを聞き取り、相談窓口を案内した。各相談窓口との連携・連絡ができた。	子ども福祉課 (子育て支援課)
		A	○市民生活上のトラブルや悩みごと多岐にわたっていることから、相談窓口を設け市民の相談に応じる。	○無料法律相談の実績 古河庁舎 月2回・総和庁舎 月1回・三和庁舎 月1回 総件数302件 (うち家族に対する事60件、その他242件)	A	相談内容の充実を図り、多くの相談に応じた。	市民総合窓口課
		A	配偶者暴力相談支援センターを中心に、離婚・DV・子育てに関する相談事業を充実すると共に、市民への周知を図ります。	○相談窓口を周知し、市民の相談に応じる。 ○広報古河お知らせのページの各種相談の中にDV相談を明記し、相談先を市民に周知した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に合わせ、市内子育て支援施設及び公共施設合計25カ所にポスター及び啓発グッズを設置し、市民への周知を行った。	A	相談先を市民に周知することができた。関係機関と連携しながら、相談に応じることができた。	子ども福祉課 (子育て支援課)
13 被害者の保護や自立支援のための関係機関との連携	県の婦人相談所や警察署、一時保護所等、公的機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を行います。	A	○相談技術のスキル向上を図ることによって、相談業務を円滑に行う。	○県の女性相談センター及び警察署と連絡を取り合い、連携している。 ○県の実施する研修や内閣府主催の研修に積極的に参加し、相談技術のスキル向上を図った。	A	積極的に研修等に参加することで、相談技術のスキルが向上した。	子ども福祉課 (子育て支援課)
	DV及びストーカー行為等の被害者の保護のため、関係機関等と連携を図り、住民基本台帳事務における支援措置を行います。	A	○被害者の保護や支援のため関係部署と密に連絡を取り、情報の共有をして対処する。	○「配偶者暴力防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「その他準ずるケース」による支援を実施している。	A	被害者の保護や自立支援の為に関係機関等と密に情報を共有し対処することができた。情報の共有化を更に徹底する。	市民総合窓口課
	防犯意識の高揚と防犯灯の設置など、女性が被害者となりやすいひったくり等予防のための地域防犯活動の支援・充実を図ります。	A	○犯罪抑止活動の推進及び犯罪被害者のための支援・充実を図る。	○犯罪抑止活動の推進として青色防犯バトロール活動の増強を実施。 ○市と警察署が事務局の古河地区被害者支援連絡協議会が中心となり犯罪被害者の支援体制の充実を図った。	A	事業目標に沿って事業に取り組むことができた。	防災交通課

(4) メディアにおける人権の尊重

I-3-(4)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
14 メディアにおける男女の人権尊重への働きかけ	男女の人権を尊重した情報発信の推進を図ります。	A	○差別語、不快用語の不使用の徹底	○男女の人権を尊重した情報発信のため、言語等に配慮しながら表現の適正化に努めた。	A	事業内容に合った業務を遂行できた。	秘書広報課

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

計画目標1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

(1) 女性の政治への参画促進

Ⅱ-1-1(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課		
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策	
15 女性の政治への参画促進	女性の政治への関心と参画を促すための情報を提供し、意識の高揚に努め、市議会への傍聴の促進を図ります。	A	○議会だより、ホームページに会期日程と併せて傍聴内容を掲載及びホームページに会議録等の市議会の記録を掲載します。また、インターネットによる議会本会議のライブ中継及び録画配信により、市議会への関心を促します。 ○議場コンサートを開催し、市民が気軽に議会へお越しいただける親しみやすい議会を目指します。	○平成28年傍聴者数実績 男性：206人(H27年：223人) 女性：136人(H27年：90人) 合計：342人(H27年：313人) ○古河市ホームページ ・傍聴のWebサイトを設け傍聴の案内をするとともに、傍聴受付票を添付することにより申請しやすい環境づくりをした。 ・次回の議会会期予定表を開会日の約2か月前から掲載している。 ・市議会の記録は随時速やかに更新し掲載している。 ○議会だより(第46号、第47号、第48号、第49号)の裏表紙に次回会期予定表及び傍聴案内を掲載した。 ○議場コンサートの傍聴者数 平成28年第2回定例会：34人 平成28年第3回定例会：37人 平成28年第4回定例会：54人 平成29年第1回定例会：47人 ○インターネットによる議会中継訪問件数(12月～3月)※オンデマンド含む 401件	A	平成27年度と比較すると、傍聴者数は議場コンサートの開催効果もあり、女性数が大幅に増加した。 また、会議録等の市議会の記録を随時速やかに掲載した。 インターネットによる議会中継の開始により、さらなる女性の政治への関心が高まることが期待される。	議会事務局	
		A	○選挙啓発活動を実施し、女性を含め有権者の政治、選挙への意識の高揚を図る。	○平成28年7月の選挙から選挙権年齢の引下げにより、18歳以上に選挙権が与えられた。市内高等学校5校において、市選挙管理委員会及び市明るい選挙推進協議会会員の啓発活動としてグッズ(クリアファイル)の配布を行い、投票及び政治への関心を促した。	A	期日前投票管理者及び立会人に多数の女性が登用された。今後も選挙への関心を高めていく為の取組を引き続き継続していく。	選挙管理委員会	
		B	○各庁舎へ関連チラシ設置	○各庁舎へチラシ設置：随時	B	情報提供だけでなく、積極的に情報発信ができるよう取り組みたい。	人権・男女共同参画室口	
		A	市民模擬議会の開催や市議会議員等との意見交換会等を通し、市政についての理解を深め、優れた意見や提言を市政に反映させます。	○市長との意見交換会を実施する。	○古河市男女共同参画推進会議委員と市長で意見交換会を実施	A	実施することができた。	人権・男女共同参画室口
		B		○議会基本条例の施行を受け、市民に開かれた議会を実現するため、古河市議会活性化検討協議会等で議会報告会の実施に向けた要領等を検討します。	○古河市議会報告会実施に向けて、議会報告会作業チームを結成した。計3回の会議を開催し、報告会の開催日時、内容、役割等を決定した。	A	議会報告会の実施に向け、開催日や内容等を決定した。	議会事務局

(2) 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

Ⅱ-1-1(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
16 各審議会等への女性委員の積極的登用	各種審議会や委員会等への女性委員の登用を促進し、平成28年度までに女性委員の割合を35%とするよう努めると共に、女性委員ゼロの審議会等の解消を図ります。	B	○庁議等を活用し登用促進を図る。	○庁内部・局・課・室への登用促進依頼	B	継続して庁内へ女性委員の積極的登用を促し、女性の意見や考えを反映できるよう働きかけを続ける。	関係各課 人権・男女共同参画室
	女性の市政への参画の促進と、幅広く市民の意見を反映するため、公募委員の割合を拡大します。また、各種団体等における女性代表の就任促進を図ります。	B	○庁議等を活用し登用促進を図る。	○市民公募を行っている審議会等の数：5/25 ○女性代表の審議会等の数：1/25(H28.4.1現在)	B	継続して庁内へ審議会等の公募委員と女性代表者の割合を拡大するよう働きかける。	関係各課 人権・男女共同参画室
	各種審議会等における女性委員参画状況調査を行い、公表します。	A	○調査結果の一部を第2次古河市男女共同参画プランに掲載し、新たに目標値を設定する際の参考とする。	○第2次古河市男女共同参画プランへ調査結果の一部をグラフにて掲載 ・各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合 ○第2次古河市男女共同参画プランでの新たな目標値の設定(平成32年度目標値) ・各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合 22.7%→35% ・女性委員不在の審議会・委員会の数 6→0 ・市民公募を行っている審議会・委員会の数 5→10	A	広報紙や市公式ホームページを活用し、公表を行っていく。	人権・男女共同参画室口

(3) 市政への男女共同参画の促進

II-1-1(3)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
17 市政への男女共同参画の促進と提言機会の充実	広報紙及びホームページにより市政に関する情報の提供を充実します。	A	○広報紙への特集記事の掲載	○広報紙で男女共同参画の情報をはじめ、市政情報を定期的に提供した。 ・広報古河 12回/年 ・広報古河お知らせページ 24回/年	A	随時、広報掲載を行っている。	秘書広報課
	市民からの意見・要望などを受付し担当部署との連絡調整を行います。	A	○市民からの意見・要望に対する対応と解決	○市民からの意見・提案を古河ホームページ、投書箱、電話などで受付し、担当部署との連絡調整を行っている。	A	担当部署との連絡調整が速やかに行われたため。	市民総合窓口課
	市民からの意見や要望を聴いて市政に反映させるため、市政懇談会を開催します。	A	○より多くの市民の要望・提案の収集	○全20地区を20回に分けてタウンミーティングを実施した。	A	昨年同様の事業が実施できたため	市民協働課
	重要な計画の策定時などにおける、パブリック・コメントを実施します。	A	○市民の意見の収集	○「古河市教育振興計画」、「第2次古河市男女共同参画プラン」の策定にあたり実施した。	A	・2つの計画の策定段階で実施されているため。 ・より多くの意見を集めるため、実施場所などを検討する。	企画課

(4) 女性の人材発掘と情報収集・提供

II-1-1(4)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
18 女性の人材発掘と情報収集	市の政策方針決定過程の場への女性の参画実現を目指すため、市政に関心を持ち、市の審議会等の委員として活動意欲のある人の、女性人材バンクへの登録を促進します。	B	○女性の人材について、他課と連携し把握に努める。	○市内の女性団体の把握 ・他課と連携し、女性団体及び代表者について調査し、人材の情報把握に努めた。	B	登録促進活動は継続して実施する。	人権・男女共同参画窓口
19 女性の人材育成を目指す研修機会の提供	女性の人材育成を目指すため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会の提供を行います。	A	○各庁舎へチラシ設置 ○古河市男女共同参画推進会議委員及び男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報提供 ○講演会の実施 ○国、県主催の研修への参加	○市主催講演会 ・8/23イクボス養成講演会 対象:市職員、教職員、市内事業所従業員、近隣自治体職員、古河市男女共同参画推進会議委員 講師:NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 安藤 哲也 氏 参加者:120人 ・11/15デートDV予防のためのワークショップ開催 実施校:古河中等教育学校 4年次生 講師:認定NPO法人エンパワメントかながわ 参加者:古河市男女共同参画推進会議委員、人権擁護委員、近隣自治体職員を含む28人 ・2/11男女共同参画講演会開催 講師:家事ジャーナリスト/案家事ゼミ主宰 山田 亮 氏 参加者:155人 ○お知らせページを活用し、講演会の開催案内 ○各庁舎へチラシ設置 ○古河市男女共同参画推進会議委員及び男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報提供 ○国主催 ・6/24男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 参加:11人 ○県女性プラザ主催 ・6/2男女共同参画ネットワーク講座 参加:15人 ・10/22男女共同参画ネットワーク講座 参加:21人	A	・情報提供により講演会等への参加が得られた。 ・今後も女性の人材育成を目指すための講座開催や国、県主催の研修へ参加する。	人権・男女共同参画窓口

計画目標2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

Ⅱ-2-1(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
20 固定的性別役割分担意識の解消	性別による役割分担意識の解消を図ると共に、広報や各種講座による意識の改革を図ります。	A	<p>○講演会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事、育児参加の促進を図るため、講演会を開催し学習の機会を提供する。 <p>○男女共同参画に関する作品募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児参加を促進するため、作文募集を行う。 <p>○若い世代への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学時健診時の保護者を対象に男女共同参画推進に対する啓発を行う。 	<p>○市主催講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/11男女共同参画講演会開催 講師：家事ジャーナリスト/楽家事ゼミ主宰 山田 亮 氏 参加者：155人 <p>○作品募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する作文募集 応募数89作品（最優秀賞1作品、優秀賞6作品を市内施設にて巡回展示） <p>○就学時健診時を利用した啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象：健診待ちの保護者 ・説明者：職員、古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員 ・男女共同参画情報を小学校23校へ作成配布 ・小学校3校にて10分程度男女共同参画関係の説明（9/26名崎小、10/11下辺見小、11/2古河六小） 	A	男性の家事・育児への参加促進を中心に啓発を行うことができた。	人権・男女共同参画室口
	家庭内の男女共同参画を進めると共に、男女を対象にした育児・介護講座、両親学級を開催します。	A	<p>○家庭における父親と母親の役割について考える機会を持つとともに、夫婦の絆を強め共に子育てするという認識を高める。</p>	<p>○両親学級の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年6回実施 ・参加人数：父84人、母87人 内容：沐浴実習、専門講師による講話「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」、父親による妊婦体験（ジャケット着用）等 	A	出産・育児について夫婦で話し合う機会になり良かったとの声が聞かれている。	健康づくり課
		A	<p>○出前講座「どこでもレクチャー」を活用し、介護保険制度等についての情報提供を行う。</p>	<p>○出前講座「みんなで支える介護保険」計4回実施（参加者計 226名）</p> <p>内容：介護保険制度や介護の申請・認定方法、介護サービスの種類、保険料等、介護保険全般について説明した。そのうち1回については、高齢福祉課の職員も同行し、総合事業についても説明をした。</p>	A	職員が、直接市民の前で説明することにより、相手への理解を促すことができた。	介護保険課
		A	<p>○在宅介護支援センター等に委託し年12回実施予定。介護方法等の講習会や介護者交流会を実施し、介護者の負担軽減を図る。</p>	<p>○介護方法の習得および介護者同士の交流や情報交換ができる場として、介護支援講座を実施（年12回・延べ245人参加）。広報にて毎月周知した。</p>	A	介護支援講座を実施し、介護者同士交流しながら学ぶことができた。	地域包括支援センター
	日常生活において、男性が積極的かつ気軽に家事等に参加できるようにするため、男の料理教室等の生活講座を開催します。	A	<p>○公民館等施設において、男性向け料理教室を開催できるよう企画検討する。</p>	<p>○公民館等施設において、男性向け料理教室を開催した。</p> <p>前期講座7、後期講座4 合計11講座企画開催。59人参加。</p>	A	引き続き継続していく。	施設管理課

(2) 地域・社会活動への男女共同参画の促進

II-2-(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
21 男女が共に参画する地域活動の促進	地域住民が主体的にコミュニティ活動を展開できるよう、地域活動を活発に行う団体に対し、組織の育成と支援を行います。	A	○コミュニティ活動を地域住民の誰もが参加できるよう推進する。	○地域づくり活動支援事業補助金や地区コミュニティの活動の活性化のためコミュニティ活動助成金を交付した。	A	昨年同様の事業が実施できたため。	市民協働課口
	市民が自主的に行う公益的な活動に対し、助成制度を定め適正に運用することで、NPOやボランティアの育成と支援を行います。	A	○防犯意識の高揚と防犯キャンペーン等による犯罪抑止活動の充実を図る。	○セーフティ・マイ・タウンチーム等の団体参加による防犯キャンペーン、ニセ電話詐欺注意の啓発や呼びかけを継続して実施。 ○地域防犯団体による青色防犯パトロール活動の支援を実施、防犯意識の高揚を図った。	A	事業目標に沿って事業に取り組むことができた。	防災交通課
	地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。	A	○防犯意識の高揚と防犯キャンペーン等による犯罪抑止活動の充実を図る。	○セーフティ・マイ・タウンチーム等の団体参加による防犯キャンペーン、ニセ電話詐欺注意の啓発や呼びかけを継続して実施。 また地域防犯団体による青色防犯パトロール活動の支援を実施、防犯意識の高揚を図った。	A	事業目標に沿って事業に取り組むことができた。	防災交通課
22 女性リーダー養成事業の推進	女性が社会参画をするための人材の育成に向けて、男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関等における研修や講演会への市民参加を促進します。	A	○各庁舎へチラシ設置 ○古河市男女共同参画推進会議委員及び男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)へ情報提供	○各庁舎へチラシを随時設置 ○古河市男女共同参画推進会議委員及び男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報提供と参加呼び掛け	A	参加促進のため各庁舎へチラシを設置し、関係者へ参加を呼び掛けた。	人権・男女共同参画室口
	地域活動を支援するため、地域リーダーの育成や組織の充実を図ります。	A	○コミュニティ団体の支援や設立の推進をする。 ○コミュニティ研修会の実施	○市民活動団体が地域と連携し活動ができるよう地区コミュニティの支援や未設立地区への座談会等を開催し設立を推進した。 ○既存団体への研修会を7月に行い、11月には既存団体を含む各地区のリーダーを集め講演会を行った。	A	昨年同様の事業が実施できたため。	市民協働課口
23 消費者活動への男女共同参画の促進	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するため、消費生活相談員の育成を図るなど、消費生活センターの充実に努めます。	A	○消費生活相談員への研修機会の提供 ○チラシ・パンフレットを通じた啓発を図る。	○消費生活における苦情や相談について、問題解決の支援や未然防止の啓蒙・啓発活動を積極的に行った。	A	積極的の研修に参加した。	商工政策課
	消費者団体を育成・支援し、消費者保護の啓発を図ると共に、市民生活にかかる多様な内容と問題提起などの消費生活展を開催します。	A	○各種キャンペーン、イベントへの出店を通じ消費者問題の周知、啓発を図る	○古河市消費者団体連絡協議会では、消費生活相談員による悪質商法被害防止に関する勉強会、終活(老い支度)に関する勉強会を開催した。	A	消費者問題の周知、啓発活動を積極的に行った。	商工政策課

基本目標Ⅲ いきいきと働ける社会環境の整備

計画目標1 雇用の場における男女平等の実現

(1)雇用の場における男女の均等な機会の確保

Ⅲ-1-1(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
24 事業所における男女の 均等な機会の確保及び 積極的改善措置の促進	雇用条件や職務内容の男女平等を実現し、働きやすい職場にするため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の制度が事業所で十分生かされるよう、広報・啓発に努めます。	B	○育児休業制度の啓発・普及	○『育児休業給付の内容及び支給申請手続きについて』のパンフレット配布	B	各庁舎にパンフレットの設置場所を増設した。	商工政策課
		B	○制度の広報・啓発方法について検討する。	○工業会(アドレス登録企業:17社)、職員向け情報発信【H24~】 ・第9回7月発行「女性が活躍している職場」の紹介&男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員企業募集 ○広報古河での周知 ・広報古河3月号へ「茨城県女性が輝く優良企業」認定企業の紹介 ・国立女性教育会館メールマガジンの転送:年間12回	B	事業所の取り組みを紹介できた。	人権・男女共同参画室口
	B	男女共同参画の意識啓発のため、工業会等と連携し、情報交換を行います。	○事業所との情報交換について検討する。	○雇用対策委員会、市政懇談会等での情報交換 6/10 求人情報交換会 32社 20校出席	B	各事業の懇談会の中で情報交換を行った。	商工政策課
	B	○事業所との情報交換について検討する。	○工業会(アドレス登録企業:17社)、職員向け情報発信【H24~】 ・国立女性教育会館メールマガジンの転送:年間12回発行	B	事業所のニーズに合った情報提供を行えるよう検討する。	人権・男女共同参画室口	
	B	事業所のトップセミナーやリーダー研修等を行い、事業所における方針・決定の場に、女性が多く参画できるよう、事業者の意識改革に努めます。	○講演会の実施	○講演会の実施 ・8/23イクボス養成講演会 対象:市職員、教職員、市内事業所従業員、近隣自治体職員、古河市男女共同参画推進会議委員 講師:NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 安藤 哲也 氏	A	部下のキャリアと人生を応援する上司(イクボス)育成の講演会に市内事業所も参加してもらったことができた。	人権・男女共同参画室口
	茨城県産業技術専門学校等が開催する職業能力開発のための技術講習会等の情報の提供を図ります。	A	○各事業の懇談会の中で情報交換を行った。	○28年度中に茨城県産業技術専門学校は、取り壊しになったしまったが各事業の懇談会の中で情報交換を行った。	A	積極的な周知を図った。	商工政策課

計画目標2 多様な働き方を可能にする環境の整備

(1) 農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

Ⅲ-2-1

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
25 農業や商工業等の自営業に対する男女共同参画の促進	女性の役割を正しく認識し、適正な評価への機運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的とする「農山漁村女性の日」(3月10日)の普及促進を図ります。	A	○各団体が事業を円滑に推進できるよう支援していく。	○女性の農業経営参画及び女性起業の推進 ・「古河市女性起業ネットワーク委員会食遊三和」が32回研修・会議・講座・直売を開催 ・「認定農業者連絡協議会総会・三和女性部会」が6回研修・会議を開催 ・「総和知恵の和会」が10回会議・研修・直売を開催 ・「桃HANA☆」が3回会議を開催	A	各団体ごとに得意分野を生かした、農作物の加工研究や直売等の取組を積極的に行っている。	農政課
	商工会議所・商工会女性部への活動支援を行います。	B	○活動支援を通じ、共同参画の促進を図る。	○関東東・マンナカ祭りの運営委員として参画いただいた。また、商工会、商工会議所を通じて補助金等の間接的支援を行っている。	B	イベント開催に向けてご意見をいただいた。	商工政策課口
	中小企業のための低利融資制度の充実を図ります。	A	○中小企業の経営体質の改善を図る。	○自治金融、振興金融の融資あっせん、保証料及び利子の補給 保証料補給 719件 利子補給 216件	A	充実を図った。	商工政策課口
26 家族経営協定の締結の促進	家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう家族経営協定の締結を促進します。	A	○家族経営協定の推進を図るため、関係機関と検討を行う。	○家族経営協定の推進 155経営体 ○農業経営への女性参画を推進する女性団体(パートナーシップ活動推進委員会)への支援 ・会議・研修会・講座 12回開催	A	更に家族経営協定を推進するための取り組み、啓発活動が必要である。	農政課
27 女性農業者等への支援	経営能力向上のための講座の開催及び情報の提供を行います。	A	○関係機関と連携を取り、受講者の確保に努める。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・複式簿記の理論コース 6回開催 ・パソコンによる簿記帳実践コース 12回開催 ・「アグリセミナー」の講座 10回開催	A	計画的に経営能力向上のための講座を開催し、受講生の募集を行っている。	農政課
	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるように、女性農業者の育成を図ると共に、農村女性大学等の参加促進や女性農業者の海外体験研修への参加を促進します。	A	○関係機関と連携を取り、受講者の確保に努める。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・農産加工講座 1回開催 農村女性講座 3回開催 ○女性農業者会坂東支部主催 ・「ドリームアグリカルチャー」1回	A	継続して、坂東地域農業改良普及センターと連携を図り、女性講座の開催、受講生の募集を行っている。	農政課

(2) 就職・再就職に対する支援

Ⅲ-2-2

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
28 就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク(職業安定所)等との連携を図り、求人情報を提供します。	A	○求人情報の提供を通じ、就労機会を高める。	○各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布および掲示板の更新(毎週)	A	隔週、各庁舎に求人情報を掲示した。	商工政策課
	女性の就業機会を高めるため、委託事業等による再就職のための支援、及び、パートタイム就労希望者等に対する相談や情報の提供を行います。	A	○チラシ等の配布を通じ、情報提供を図る。	○『子育てママ再就職支援事業』等チラシの配布	A	積極的な情報提供を行った。	商工政策課

(3) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

Ⅲ-2-3

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
29 労働時間短縮等の労働環境の整備	男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境整備についての情報提供を行います。また「働く女性の家」等、勤労者のための施設の活用を図ります。	A	○「働く女性の家」の女性利用率の向上	○働く女性の家において、平日夜間に開催する講座を開設 ・19講座 113回	A	勤労者向けの講座の充実を行った。	商工政策課

計画目標3 仕事と家庭の両立支援

(1) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

Ⅲ-3-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
30 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発	仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めると共に、仕事と家庭両立支援セミナー等を開催します。	B	○講演会等の実施	○講演会の実施 ・8/23イクボス養成講演会 対象：市職員、教職員、市内事業所従業員、近隣自治体職員、古河市男女共同参画推進会議委員 講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 安藤 哲也 氏 ○就学時健診時を利用した啓発活動 ・対象：健診待ちの保護者 ・説明者：職員、古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員 ・男女共同参画情報を小学校23校へ作成配布 ・小学校3校にて10分程度男女共同参画関係の説明(9/26名崎小、10/11下辺見小、11/2古河六小)	A	ワーク・ライフ・バランス講演会の開催や就学時健診での啓発により働き方について考える機会を提供できた。	人権・男女共同参画室口
	育児・介護に関する講座の開催や相談、情報の提供を行います。	A	○すこやかな妊娠生活と、安心して出産、育児を迎えられるようにする。母親同士の親睦を深め、今後の交友関係の礎とする。	○マタニティスクールの開催 ・1コース3回、年5回、参加述べ人数168人 <妊娠編>妊娠中の過ごし方、栄養 <安全・母乳編>妊婦体操・呼吸法 <育児編>産後の生活と赤ちゃんの保育、先輩ママとの交流	A	妊婦同士や先輩ママとの交流により、出産や育児に対する不安の軽減に繋がっている。	健康づくり課
		A	○出前講座「どこでもレクチャー」を活用し、介護保険制度等についての情報提供を行う。	○出前講座「みんなで支える介護保険」計4回実施(参加者計 226名) 内容:介護保険制度や介護の申請・認定方法、介護サービスの種類、保険料等、介護保険全般について説明した。そのうち1回については、高齢福祉課の職員も同行し、総合事業についても説明をした。	A	職員が、直接市民の前で説明することにより、相手への理解を促すことができた。	介護保険課
31 事業所等における育児・介護休業制度の導入の促進	長時間労働の抑制等、子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児・介護休業取得を促進します。また、事業所のトップセミナーやリーダー研修等を行い、事業者の意識改革に努めます。	A	○広報、パンフレットによる周知を図る。	○県や国から提供されるパンフレット(「労働時間等見直しガイドライン」活用の手引き等)を活用した啓発	A	積極的な情報提供を行った。	商工政策課
		B	○トップセミナー等研修の実施について検討する。	○トップセミナー・リーダー研修未実施 ○工業会、職員向け情報発信【H24~】 ・国立女性教育会館メールマガジンの転送:年間12回発行 ○講演会の実施 ・8/23イクボス養成講演会 対象：市職員、教職員、市内事業所従業員、近隣自治体職員、古河市男女共同参画推進会議委員 講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 安藤 哲也 氏	A	トップセミナー等研修は未実施だが、イクボス養成講演会を実施しワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供した。	人権・男女共同参画室口

(2) 地域における子育て支援体制の充実

III-3-(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
32 多様な保育サービスの 充実と子育て支援	延長保育・特定保育・一時保育・休日保育・病児・病後児童 保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	A	○民間保育園12ヶ所で、延長保育・一時保 育・病児病後児保育等を実施した園に補助金 を交付する。	○延長保育補助金を私立保育園12ヶ所に交付(5,307,000円) ○一時保育補助金を私立保育園6ヶ所に交付(17,943,000円) ○病児病後児等補助金を私立保育園2ヶ所に交付(8,640,000円)	A	民間保育園において、 多様なサービスを実 施している。	子ども福祉課 (子ども入園課)
	地域において、子育ての相互支援を行うため、ファミリーサ ポートセンター事業の充実、および地域子育て支援事業の 促進を図ります。	A	○ファミリー・サポート・センター事業の充実、 地域子育て支援センターの充実。	○ファミリー・サポート・センター事業 ・施設利用者数3,798人(延べ人数)、施設サービス利用時間25,118時間(延べ時間) ○地域子育て支援事業 ・公立3ヶ所、私立4ヶ所	A	7月に駅前子育て広場 に地域子育て支援セ ンターを開設した。	子ども福祉課 (子ども入園課)
33 子育てにおける男女共 同参画意識の普及と啓 発	子育てにおける男女共同参画意識の普及・啓発のため、子 育て実践講座・育児教室等を開催します。	A	○家庭における父親と母親の役割について 考える機会を持つとともに、夫婦の絆を強め 共に子育てするという認識を高める。	○両親学級の開催 ・年6回実施 ・参加人数:父84人、母87人 内容:沐浴実習、専門講師による講話「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」、父親による妊婦体験(ジャ ケット着用)等	A	出産・育児について夫 婦で話し合う機会にな り良かったとの声があ げられている。	健康づくり課

(3) 地域における介護支援体制の充実

III-3-(3)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
34 介護サービス体制の充 実	介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民の自立 を支援するため、介護に関する相談及び情報提供などを実 施し、要介護(支援)者のニーズに対応した、サービスの提 供を図ります。また、介護状態にならないための介護予防 の取り組みについての情報提供を行い、介護予防の普及啓 発を図ります。	A	○介護保険に関する相談・問い合わせ等 に対し、介護サービスの内容・介護報酬等の情 報提供・周知を図る。	○介護に関する相談・問い合わせに応じて、介護保険法に基づいたサービス利用等の情報提供を している。また経験の浅い職員でも、窓口対応できるよう窓口マニュアル等を作成し、市民へ不便をか けることのないよう努めた。大きな制度改正(総合事業の開始)があった時は各庁舎窓口において、 同様の情報提供となるよう連携を図った。	A	窓口マニュアルを作成 し、市民対応に不便が ないよう努めた。また 各庁舎からの相談等 迅速性が求められる 場合でも、窓口でス ムーズな対応が出来 るよう連携を図った。	介護保険課
		A	○介護予防に関する活動の普及・啓発や地 域住民の主体的な介護予防の育成・支援を 行います。	○介護予防出前教室やさわか教室・シニア学び塾・介護予防料理教室・シルバーリハビリ体操教 室等の実施を含め、介護予防のためのキャンペーン等を行い介護予防の普及啓発に努めました。	A	介護予防に関する 様々な取り組みを実 施した。	高齢福祉課

計画目標1 生涯にわたる健康支援及び安全の確保

(1)生涯を通じた健康に関する意識の浸透

IV-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
35 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の普及	女性特有の健康問題に対応するため、検診や健康教育・相談を行うと共に「性と生殖に関する健康と権利」の重要性を認識できるよう、情報提供や啓発活動に努めます。	A	○自分自身のライフステージを見据え、性と生殖に関わる選択ができる。	○中高生・乳幼児ふれあい交流事業 ・3回実施、30人の中高生が参加 ・性について正しい知識の習得と、自らの行動を考えられる内容を実施 ○中学生への「いのちの教育」 ・市内中学校9校、1,119人 ・性についての知識、いのちについて考える内容を実施	A	どちらの事業も、参加者のアンケートから、正しい知識の普及といのちについて考えるきっかけになっている。	健康づくり課
	男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実や、思春期における性に関する相談と学習の機会の提供に努めます。	A	○市内全32校において、性教育に関わる授業を実施する。	○小学校4年生からの体育の授業、中学校の保健体育での授業において、性教育を充実するように指導した。 ○児童生徒の発達段階に応じて、学級活動における心身の健全な発達や男女の理解といった題材での性教育に関する学習を展開した。	A	全小中学校で、発達段階に応じた性教育に関する授業が実施されたのでAとした。	指導課

(2)母性保護と母子保健サービスの充実

IV-1-(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
36 母性保護に関する広報活動の充実	若い世代を対象に、思春期において乳幼児とふれあい、生命の尊さや家庭の大切さを学び、母性・父性を育成します。	A	○いのちの大切さについて理解し、自分自身と他者を大切にしたい行動がとれる。 ○父性、母性を育む。	○中高生・乳幼児ふれあい交流事業 ・3回実施、30人の中高生が参加 ・赤ちゃん人形を使って、抱っこ仕方やおむつ替えなどを実習してから、実際に乳幼児とのふれあい体験を実施 ○中学生への「いのちの教育」 ・市内中学校9校、1,119人 ・胎児モデルや赤ちゃん人形を使って、いのちの尊さを考える内容を実施	A	中学生の「いのちの教育」は市内の全中学校9校で実施できた。参加者へのアンケートから、いのちの尊さを学んだ等の肯定的な意見が多く聞かれた。	健康づくり課
37 母子保健サービスの充実	訪問指導の実施や母親教室の開催、母子健康手帳の交付など母子保健サービスの充実に努めます。	A	○妊産婦・乳幼児に関する保健サービス等の情報提供と正しい知識を普及する。	○母子健康手帳の交付：1,099件 ・母子健康手帳交付時、面接相談を実施し、母子保健サービスを紹介 ・事業対象者には、個別通知や広報・ホームページで勧奨 ・妊産婦や乳幼児等の個別訪問指導を実施	A	母子保健サービスを母子健康手帳交付時や訪問・健診実施時に紹介している。	健康づくり課
38 母子に対する医療サービス体制の充実	救急指定医療機関や小児救急医療体制における近隣市町との連携を図ります。また、妊婦・乳児健康診査に係る費用の助成を行います。	A	○妊婦・乳児に対する健康診査と健康管理に関する普及高揚を図り、妊婦の経済的負担の軽減を図る。	○妊婦健康診査受診票の交付は1人につき14枚 ・交付件数は 16,094件 ○乳幼児健康診査受診票の交付は1人につき1枚 乳幼児健康診査の交付数は 1,244件 ○小児医療体制については、近隣市町村との輪番制を導入し実施している。	A	県外での受診者には償還払いの対応を実施している。	健康づくり課

(3) 心身の健康保持・増進への支援

IV-1-(3)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課			
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策		
39 健康管理の推進と健康に関する啓発活動の充実	市民の健康づくりのため、食生活の改善や、ヘルストレーニング等の利用の促進を図ります。また、健康づくり協力員による地域への啓発に努めます。	A	○健康相談や健康教育、訪問活動、ヘルストレーニング事業、健康づくり協力員会活動の実施により、市民の食生活の改善や健康づくりを支援する。	○健康1UP教室(年間15回、参加延べ人数225人) ○健康カフェ(年間4回、参加延べ人数114人) ○口腔機能検査(年間1回、参加人数67人) ○からだリメイク教室(年間5回 参加延べ人数72人) ○ヘルストレーニング利用者数(述べ25、322人) ○健康づくり協力員による広報活動(年間 69件) ○その他、特定健診・各種がん検診時に生活習慣病予防のための食生活や運動についての健康教育を実施。	A	食生活の改善や運動習慣の勧めなど、事業を通じて健康づくりに関する普及・啓発を実施。また、健康づくり協力員による広報活動を実施しより身近な地域への普及に努めた。	健康づくり課		
			○生活習慣予防を目的とした事業を中心に健康教室等を実施する。	○市内全小学校で就学時保護者を対象に食育講話を実施し、食育の啓発・普及を促進した。 ○生活習慣病の改善・予防を中心とした健康教室や食生活改善推進員による地域での伝達講習会を実施し、栄養改善の推進を図った。		A		食育講話は例年どおりに実施。健康教室は高血圧・糖尿病重症化予防を強化した。	健康づくり課
			○市内全32校において、食育の学習指導を実施する。	○市内全32校において、家庭科や保健体育の学習、給食指導の時間において、食育の学習指導を行った。		A		全小中学校で、食育に関する授業が実施されたのでAとした。	指導課
			○園庭を利用して野菜を育てる。	○食育推進基本計画を参考に野菜を育て、食材にすることで、食に興味や関心を持たせている。		A		育てた野菜を調理し食すことで、食に対する関心が出た。	子ども福祉課 (子ども入園課)
40 健康づくりに関する相談体制の充実	精神保健相談の充実や生活習慣病に関する相談の実施、女性特有の病気に関する相談体制の充実など、ライフステージに応じた健康相談の充実を図ります。	A	○精神保健相談や健康相談、随時相談等を実施し、市民の精神的・身体的健康の保持増進を図る。	○心の健康相談(年間11回実施、相談及びケース検討人数22人) ○知って得する健康相談(年11回、相談延べ人数210人) ○子宮がん・乳がん検診に関する受診勧奨のチラシを乳幼児健診の通知時に保護者あてに同封。 ○その他、随時精神保健や生活習慣病に関する健康相談を実施するほか、乳幼児健診時に母親に対して子宮がん・乳がん検診などに関するアンケート調査を実施。	A	精神科医による心の健康相談のほか電話や訪問による相談も随時実施している。また、女性特有の病気に関する受診勧奨やアンケートを実施し施策の強化に努めた。	健康づくり課		
41 薬物乱用防止等に関する啓発活動の実施	エイズを含む性感染症、覚せい剤等薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。	A	○性感染症、覚せい剤等の薬物について、正しい知識の普及を図る。	○中高生・乳幼児ふれあい交流事業 ・3回実施、30人の中高生が参加 ・性について正しい知識の習得と、自らの行動を考える内容を実施 ○中学生への「いのちの教育」 ・市内中学校9校、1、119人 ・性についての知識、いのちについて考える内容を実施 ○薬物乱用に関するポスターの掲示	A	中学生の「いのちの教育」は市内の全中学校9校で実施できた。薬物乱用に関するポスターによる啓発活動を行った。	健康づくり課		
	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発活動を促進します。		○健康や健診結果に関する個別相談時や妊娠届、乳幼児健診時等に、飲酒や喫煙に関する知識の普及を図る。	○禁煙や受動喫煙防止に関してのポスターを公共施設などに貼付。 ○各健康相談や健康教育時に飲酒や喫煙に関する健康への影響についての普及啓発を実施。 ○妊娠届や乳幼児健診時に保護者や家族の喫煙状況などについてアンケートを実施し禁煙・分煙を推奨。		A		各種健康教育・相談時に節酒や禁煙等を推奨。また、乳幼児の受動喫煙防止のためアンケートを実施し保護者の禁煙・分煙を推奨した。	健康づくり課

(4) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

IV-1-(4)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
42 各種団体及び指導者等の育成	各種団体組織と連携を図り、女性指導者や障害者団体の育成に努めます。	B	○スポーツ推進委員の指導力向上及び市民の生涯スポーツの推進を図る。	○体育の実技指導やニュースポーツの普及のため、スポーツ推進委員会(女性委員約17%、4人)を設置し、市民のスポーツ普及に努め、年3回程度の事業の開催、また、指導力向上のための講習会への参加を実施した。 ・第29回古河市ウォークラリー大会の実施 ・第40回古河市小学生なわとび大会の実施 ・体力測定会の実施 ・古河市で開催される団体競技(綱引き)の審判視察研修	A	市民の健康の維持・増進を図るために開催することができた。	スポーツ振興課
43 生涯スポーツの推進	子どもから高齢者までの誰もが、いつでもどこでも自分の好みや能力に合わせて気軽に楽しむことができる「生涯スポーツ」を推進すると共に、高齢者スポーツ大会等への支援を行います。	B□	○各種スポーツ大会や行事等を実施することにより、生涯スポーツに親しむ機会を提供する。 ○全国から招待チーム等を招き交流試合等を行うことにより地域間の交流を深める。	○市及び体育協会主催の競技スポーツやレクリエーションスポーツ大会を開催した。 ・古河市マスターズサッカー大会 5月21・22・28・29日 参加チーム 130チーム ・古河市マスターズ野球大会 4月2・3・9日 参加チーム 24チーム ・ALL JAPANマレットゴルフ選手権KOGA大会 4月29日 参加者 364人 ・古河まくらがのの里・花桃ウォーク 3月25・26日 参加者 1,391人 ○誰もが気軽に参加できるように、利用者ニーズに合わせたスポーツ教室を開催した。 ・市主催教室 34教室	A	市民のニーズに合わせた教室などを開催できている。	スポーツ振興課
		A	○高齢者がスポーツに参加できる機会を充実します。	○古河市老人クラブ連合会では、スポーツを通じて、健康の保持増進を図るとともに地域間の交流を深めるため、5月25日～7月6日の間、第8回茨城県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ古河大会を実施しベタンク、クローカー、グラウンドゴルフ、輪投げ、ゲートボールの5種目の競技を行いました。	A	老人クラブ連合会の活動助成により、スポーツ大会を通して地域間交流や健康の保持増進の機会となった。	高齢福祉課
44 スポーツ施設の設備の充実	市内小中学校の体育施設を夜間開放します。また、スポーツ施設の整備・充実に努めます。	B	○市民のスポーツ振興を図ると共に子供や高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる施設・環境づくり。	○市内小中学校の体育館・柔剣道場・屋外運動場を開放しました。 【古河地区】 小学校(7校)－体育館・屋外運動場 【総和地区】 小学校(10校)－体育館・屋外運動場 中学校(3校)－体育館・柔剣道場 【三和地区】 小学校(6校)－体育館・屋外運動場 中学校(3校)－体育館・柔剣道場 ○市内スポーツ施設の改修等を行った。(中央運動公園総合体育館床改修等)。	B	スポーツ施設の改修・修繕等を随時実施している。今後も計画的に整備を実施する。	スポーツ振興課

(5) 防災分野における女性参画の拡大と災害時における市民への配慮

IV-1-(5)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
45 防災分野における女性参画の拡大促進	防災会議への女性委員の登用を検討します。また、防災分野における女性消防団の活動の充実を図ります。	A	○防災会議委員に女性委員を登用します。	○防災会議の委員に女性委員、2名を登用。	A	2名の委員を継続できたため	危機管理課 (危機管理防災課)
46 災害時における市民への配慮	地域防災計画を見直し、女性や子育てに配慮した避難所の運営体制と、女性のニーズ等を反映した避難所の整備等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成を目指します。	A	○地域防災計画を見直し、女性や子育てに配慮した避難所の運営体制を目指します。	○避難所を開設した場合に、避難者の対応にあたる市職員の中に女性を割り当て、女性や子育て世代に配慮した避難所の開設・運営を目指します。	A	女性職員の割り当てを継続できたため	危機管理課 (危機管理防災課)

計画目標2 子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくり

(1)子どもが健やかに育つ環境整備

IV-2-1

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
47 公園・遊び場等の整備	すべての人が活動できる公園・遊び場等の環境を整備し、公共施設等のバリアフリー化の推進を図ります。	A	○安全で皆が憩える公園になるよう整備する。	○公園の遊具を点検し、修繕を行った。	A	事故等を未然に防止し、更なる安全確保に努める。	都市計画課
48 防犯体制の充実	防犯意識の高揚と防犯灯設置など、犯罪が起きにくい環境整備に努め、青少年健全育成対策の充実を図ります。	A	○防犯教室の開催や犯罪を抑制する環境整備の充実	○防犯協会女性部による小学校の防犯教室を中心に、犯罪に遭わないための啓発活動を実施。 ○環境整備として防犯灯67基・防犯カメラ32基を新設、また防犯施設の管理修繕を実施。	A	事業目標に沿って事業に取り組むことができた。	防災交通課
		A	○環境浄化活動の実施 ・有害図書等自販機の立入調査2カ所 ・白ボストの設置・管理2カ所 ・青少年の健全育成に協力する店の推進 ・子どもを守る110番の家登録推進	○環境浄化活動「有害図書等自販機の立入調査」2カ所実施 ○環境浄化活動「白ボストの設置・管理」2カ所 ○環境浄化活動「青少年の健全育成に協力する店」H28年度登録店舗 317軒 ○「子どもを守る110番の家」H28年度登録軒数 2,985軒	A	例年どおり、事業目標に沿って実施できたため。	生涯学習課

(2)児童虐待防止事業の充実

IV-2-2

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
49 児童虐待防止に向けた意識啓発と支援体制の整備	児童虐待防止推進月間(11月)において、古河市虐待DV対策地域協議会と共催で、児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)を行います。	A	○児童虐待防止推進月間期間中に広報啓発活動を行う。	○児童虐待防止推進月間(11月)にオレンジリボン街頭キャンペーンを実施。ショッピングセンターにて、関係者(主任児童委員連絡会・古河警察署・古河保健所・筑西児童相談所)の協力を得て、啓発パンフレットを800部配布した。 ○広報古河(11月1日号)に児童虐待防止を啓発する内容の記事を掲載した。	A	児童虐待防止推進期間中に、啓発活動や広報活動を計画通り実施できた。	子ども福祉課 (子育て支援課)
		A	○出前講座開催 ・11/15古河中等教育学校	○出前講座開催 ・11/15デートDV予防のためのワークショップ開催 実施校:古河中等教育学校 4年次生 講師:認定NPO法人エンパワメントかながわ 参加者:古河市男女共同参画推進会議委員、人権擁護委員、近隣自治体職員を含む28人 ※平成29年度からは、子ども福祉課単独で事業を実施する。	A	生徒及び教師に対する啓発だけでなく、教職員、人権擁護委員等の参観もあり関係機関との連携もできた。	人権・男女共同参画室口
	児童虐待防止の充実強化及び早期発見のため、福祉事務所・民生委員・児童委員等の関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを設置し、必要な情報の交換を行い、適切な保護を行います。	A	○関係機関と情報共有し、連携を強化する。	○古河市虐待DV対策地域協議会(要保護児童対策地域協議会)において、要保護児童の対応や支援を行っている。地域で見守りが必要な家庭に対して、定期的に関係者で対応会議を開催し、連携を図っている。	A	支援が必要な要保護児童に対して、関係機関と定期的に情報交換を行い、連携を図ることができた。	子ども福祉課 (子育て支援課)
	筑西児童相談所等の関係機関と連携を図り、小中学校で虐待と思われる事案について迅速に対応します。	A	○市内全32校に対して、計画訪問等をおして虐待に対する対応の指導を行う。また、市担当課、児童相談所との情報交換を行う。	○市内全32校に対して、計画訪問等をおして虐待に対する対応の指導を行った。また、市担当課、児童相談所との情報交換を行い、迅速な対応を図った。	A	全小中学校に対して、目的の指導が実施できたのでAとした。連携が必要なケースに対して児童相談所と連携をとることができた。	指導課

(3)子どもに関する相談支援体制の整備・充実

IV-2-(3)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
50 子どもに関する相談支援体制の整備	育児不安の親への相談体制の充実を図り、乳幼児や児童の健全育成のため、乳幼児健診や訪問指導等の充実を図ります。	A	○安心して育児ができるための支援をし、対象者の発達の確認や疾病の早期発見を行う。	○生後4か月までの赤ちゃん訪問等の実施 訪問延べ件数 995件 ○乳幼児健康診査の実施 受診率 3か月児:99.2%、1歳6か月児:98.1%、3歳児:97.3% ・健診の未受診者に対しては、電話相談・家庭訪問を実施	A	健診の未受診者に対しては、電話相談や家庭訪問を行うことで、高い受診率を維持している。	健康づくり課
	現在子育て中の親の悩みを解消するため、家庭児童相談や乳幼児健康相談の充実を図ります。	A□	○相談窓口の周知と相談支援の充実を図る。	○電話相談及び来所相談者に対して、関係機関と連携をしてニーズに即した支援を行っている。 ○研修に参加し、相談技術のスキル向上を図った。	A	積極的に研修等に参加することで、相談技術のスキルが向上した。	子ども福祉課 (子育て支援課)
		A	○安心して育児ができるための支援をし、発育・発達を促す。	○乳幼児健康相談:実施回数30回 延べ参加人数 1,997人 随時、地区担当保健師による訪問や電話相談を実施し、必要な支援につなげたり、関係機関との連携を図ったりすることで子育て支援を行っている。	A	ゆったりと相談できる環境を整え、母の不安を解消できる面接が行えている	健康づくり課
	スクールカウンセラー配置による相談体制や、青少年電話相談事業の充実を図ります。	A	○市内小中学校に県派遣スクールカウンセラーを派遣し、十分に活用するよう指導する。 ○古河市教育支援センターにおける相談員の電話相談の充実を図る。	○市内小中学校に県派遣スクールカウンセラーを派遣し、各校で児童生徒・保護者、教職員等の充実した相談活動が行われるように指導した。 ○古河市教育支援センターにおける相談員が電話相談も実施し充実を図った。	A	県派遣スクールカウンセラーや市教育支援センターの相談員の相談体制の充実が図れた。	指導課
		△	○青少年電話相談の実施	○青少年電話相談 ・H28年度 8件	A	例年どおり、的確な相談業務を行うことができたため。	生涯学習課

計画目標3 高齢者・障害のある人等に対する自立支援

(1) 高齢者が健やかに暮らせる環境の整備

IV-3-1

具体的施策	実施事業	平成27年度取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
51 高齢者の社会参画の促進	高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。また、老人クラブ等の活動を支援します。	A	○老人クラブ及びシルバー人材センターの運営や活動支援のために適正な助成を実施します。	○高齢者の就業の機会を支援するため、シルバー人材センターへ活動助成金を交付した。また、単位老人クラブおよび古河市老人クラブ連合会へ助成金を交付し、活動を支援した。平成28年度現在、古河市老人クラブ連合会には、152団体が加入、7,493人が活動している。	A	活動内容に合わせた助成金を交付した。	高齢福祉課
52 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の計画的な運営を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備に努め、ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。また、虐待防止と権利擁護を推進します。	A	○介護保険事業計画に基づく、認知症対応型共同生活介護の整備を進める。	○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)について、今後認知症高齢者の増加に伴い、利用需要の拡大が見込まれるが、平成28年度は2ユニット18人の整備が完成し、グループホームにおいて、介護サービスの利用がより推進できた。また、特別養護老人ホームの施設整備も進んでおり、平成29年度は90床の増床が見込まれている。	A	高齢者が、住み慣れた地域で共同生活を営みながら、介護サービスを受けられ、安心して生活を送る環境作りができた。	介護保険課
		A	○高齢福祉在宅サービスの充実・拡充	○ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯に対して各種サービス(給食サービス(H28利用者数:334名)・愛の定期便(H28利用者数:580名)・緊急通報システム(H28設置者:40名)等)を実施しました。	A	民生委員定例会での説明、HP及び広報紙(7/1号(4ページ分))等を通じて周知できた。	高齢福祉課
		A	○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、総合相談支援、権利擁護に関する普及啓発に努める。 ○社会福祉協議会への委託事業として、成年後見制度推進事業を実施し、高齢者の権利擁護を推進する。	○高齢者の総合相談支援の質の向上や権利擁護に関する普及啓発に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備を行った。 ○成年後見制度推進事業を実施し、制度の普及啓発・市民後見人の養成事業を実施(12名養成)した。	A	成年後見制度推進事業により、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成を行った。	地域包括支援センター

(2) 障害のある人に対する支援

IV-3-2

具体的施策	実施事業	平成27年度取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
53 ノーマライゼーション※理念に基づいた施策の推進	障害者基本計画に基づき、障害のある人が特別視されることなく、社会の構成員として参画し、行動できるように意識啓発に努めます。	A	○障がいのある人も、ない人も、誰もが相互に支え合う共生社会の実現のために、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を深められるよう啓発活動、交流の機会を充実させる。	○市民の方に障がいについての理解を深めるためにKoga障がい者フォーラム2016を開催した。 ・実施内容：トークショー、パネルトーク、ステージ発表、作文、作品展示、障がい者スポーツ・レクリエーション等 ○子どもから高齢者、障がいのある方が集い、地域交流を目的とした古河ふれあい広場2016の後援。 ・実施内容：ステージ発表、模擬店、福祉体験等	A	各種イベント等を開催し、多くの市民の方が参加し、啓発活動、交流機会の場を提供できた。 特に平成28年度においてはパラリンピック開催の年でもあり、出場経験のある選手を招き、啓発活動を行ったため。	障がい福祉課
54 障害者(児)施設の充実・社会参加支援	障害者施設等のバリアフリー化を推進します。また、社会参加支援として、障害のある人に対する交通手段の確保や、住宅リフォームの助成、就労支援等を行います。	A	○社会参加支援事業の継続実施	○タクシー助成や住宅リフォーム助成の助成等を行うことにより、社会参加の促進を図っている。 ○手話通訳者等の派遣や同行援護、移動支援事業による障がい者の外出支援の実施 ○障害者団体の運営支援による、社会参加の機会拡充	A	障害者総合支援法の補助対象とならない障害者福祉施策の継続実施し、社会参加の促進を図ることができた。	障がい福祉課

(3) ひとり親家庭等への支援

IV-3-3

具体的施策	実施事業	平成27年度取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
55 生活及び就労支援	各種制度の情報提供と自立支援、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭(母子・父子・未婚の母子)への助成(児童扶養手当・医療費)を行います。	A□	○ひとり親家庭の母子・父子の健康保持を図る。	○ひとり親世帯へ医療費助成(所得制限あり)を実施。 25,376件 72,016,635円	A	継続実施	国保年金課
		A	○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当制度を周知する。 ○母子家庭または父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進することを目的に、高等職業訓練促進給付金支給事業を周知する。	○児童扶養手当 ・8/1号広報お知らせページに掲載し、制度内容を周知した。 ・古河市ホームページに掲載 ・子育て応援サイト「古河市ママフレ」に掲載 ・障がい者(児童)ガイドブックに掲載 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給事業 ・5/1、12/1号広報お知らせページに掲載 ・古河市ホームページに掲載 ・子育て応援サイト「古河市ママフレ」に掲載 ・実績・支給受付件数→7件	A	・継続実施 ・高等職業訓練促進給付金等支給事業について周知し、利用を促進していく。	子ども福祉課(子育て支援課)

基本目標V 国際的協調と国際理解の推進

計画目標1 国際社会への参画促進

(1) 国際的協調の推進

V-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
56 国際的協調の推進	男女共同参画に関する世界の取り組み状況の情報を提供します。	B	○第2次古河市男女共同参画プラン策定に向けて世界の取り組み状況を把握する。	○第2次古河市男女共同参画プラン策定において世界の取り組み状況を調べ、日本との違いを把握した。	A	第2次古河市男女共同参画プランに活かすことができた。	人権・男女共同参画窓口

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

V-1-(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
57 市内在住外国人への相談体制の充実	在住外国人に対して行うボランティア講師による日本語教室の開催、及び、外国人が地域社会で暮らしていく中で、日常生活における心配事や困り事の相談を支援します。	A	○国際交流の情報交換及び生活支援。	○日本語教室の開催 ・古河会場 昼32回 夜40回 ・総和会場 夜37回 ・三和会場 夜33回 ○28年度から開設した、アットホームin古河を運営し外国人の悩みをできるだけ母国語で相談できるような体制をとっている。	A	日本語教室においてはほぼ前年度同様に活動をおこなっており、アットホームin古河を開設したことにより、相談窓口が増えたため。	企画課
58 外国語による公共表示の推進及び情報の提供	外国語による公共表示の整備をします。	A	○市民総合窓口課(室)に多国語標記の案内板の設置	○市民総合窓口課(室)に5ヶ国語の案内板を設置した。	A	より見やすい案内板の設置を進めていきたい。	財産活用課口
	市公式ホームページに、外国語のページを検討します。	A	○市公式ホームページ翻訳機能の適正管理	○現在3カ国語の翻訳機能を導入している。	A	翻訳機能を導入し、利用者に提供しているため。	秘書広報課口
	外国人向けの生活ガイドマップの作成の検討および内容の見直し・修正を支援します。	A	○国際交流に関する情報の普及	○外国人が手続きが難しい行政文書の翻訳をおこなっている。 ○茨城県国際交流協会提供の生活ハンドブックや災害時対応ハンドブックを外国人相談者へ配布している。	A	行政文書の翻訳などいままですていなかっただ部分を改善できたため。/最新の情報を随時提供する。	企画課

(3) 国際理解と国際交流の推進

V-1-(3)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
59 国際理解と国際交流の推進	小・中学校では、外国語指導助手(ALT)を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ります。	A	○市内全32校において、外国語指導助手(ALT)を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施するよう指導する。	○市内全32校において、外国語指導助手(ALT)を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施するよう指導した。	A	全小中学校に対して、目的の指導が実施できたのでAとした。	指導課
	国際友好交流都市との交流支援や、在住外国人との交流会の開催を支援します。	A	○協会員および市民、在住外国人との交流促進	○国際交流協会において、12月11日に在住外国人との交流会(「ウインターフェスティバル2016」)を開催した。 ・参加者数650人	A	今年度も国際友好都市との交流が決定し行われる予定であるため。	企画課
60 国際化に対応できる人材の育成	茨城県国際交流協会が主催する日本語ボランティア講師の要請講座の開催を支援します。	A	○国際感覚あふれる人材の育成	○28年度は日本語ボランティア講師のレベルアップ講座をおこない、参加者も多数いた。	A	レベルアップ講座を開設し、参加者も多数いたため	企画課
	外国語通訳・翻訳ボランティア、医療通訳ボランティア登録制度を検討します。	C	○在住外国人の支援及び国際化に対応できる地域の人材育成	○8言語で生活相談などに対応できるように外国人のサポーターを選出し、アットホームin古河で活動している。	B	外国人アットホームin古河を開設し、さらなる改善が期待できるため。	企画課

(4) 国際平和・地球環境保全への貢献

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
61 国際平和・地球環境保全への貢献	非核平和推進に関する事業として、原爆写真展及び非核平和映画会を開催し、非核平和ポスター、作文の募集・表彰・展示等を行います。	A	○非核平和パネル展の実施 ○非核平和ポスター・作文の募集、表彰、展示	○非核平和パネル展を3地区(総和地区、古河地区、三和地区)で実施した。 ○非核平和ポスター・作文を市内小中学生から募集し、表彰を行った。また、優秀作品について市内施設において展示を行った。 ○市民への啓発活動の一環として、三和庁舎に「非核平和宣言都市」の看板を設置した。	A	各種展示については、他のイベントと同時に開催することなどにより多くの方へ啓発活動を実施することができた。	総務課
	古河市地球温暖化対策実行計画により、温室効果ガスを削減するための取り組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ります。	B	○市役所の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を基準年度である平成20年度と目標年度である平成26年度とで比較し、9%削減する。	H28温室効果ガス排出量は12,905,630kgで、基準年度(H20)比16.3%の増加。 排出係数を固定した場合は10,710,362kgで、基準年度(H20)比3.5%の減少。	B	市内施設の増加などの要因により目標値を達成することができなかった。削減目標達成に向けて職員への啓発を図っていく。	環境課
	地球温暖化などの地球環境問題の解決に向けて、身近な地域から地球環境にやさしい社会づくりを進めます。	A	○みどりのカーテン設置の啓発(目標値:70件)	○みどりのカーテンコンテスト ・応募者:9団体(団体の部)、73人(個人の部) ○省エネについての街頭キャンペーンの実施 ○ノーマイカーウィークの実施	A	みどりのカーテンコンテストや省エネキャンペーンの各種活動を通して地球温暖化対策への市民啓発を行った。引き続き、周知を行い普及を目指す。	環境課
	水に対する認識を深めてもらうため、浄水場のしくみについて、小学生を対象に見学会を実施します。	A	○日常生活に欠かせない水道水について、浄水施設の見学を通して、水道水の大切さへの認識を深めてもらう。	○浄水場施設見学 ・忍川浄水場 22回 920人 ・三和浄水場 6回 296人 合計 28回 1,216人	A	昨年に比較し見学者人数は減ったものの、小学校以外の見学を受け入れることにより回数は増えた。今後も分かりやすい説明に努め、水道水への理解を深めてもらうように取り組んでいきたい。	水道課
	水質浄化への意識啓発のため、茨城県下水道促進週間コンクール、全国「下水道いろいろコンクール」に参加します。	A	○全国の小中学校児童生徒及び一般の方を対象に9月10日の「下水道の日」にちなみ下水道の健全な発達に役立つことを目的とします。	○下水道促進週間コンクール・下水道いろいろコンクール作品の参加を募り、下水道の事業に対する啓発を行った。 参加実績(古河市内32校中、全小中学校参加) 絵画・ポスター (325点) 作文 (146点) 書道 (2,387点) 標語 (557点) 合計 3,415点	A	毎年3,000点を超える応募があり、取り組みは浸透している。小中学校の児童生徒に対して下水道事業の理解を深める啓発を行うことができた。	下水道管理課

基本目標Ⅵ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

計画目標1 市民による推進体制の整備

(1) 市民ネットワークの推進と活動支援

Ⅵ-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
62 市民ネットワークの整備・促進	男女共同参画古河市民ネットワークの啓発活動により、古河市全体の男女共同参画社会の裾野を広げていきます。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなか啓発活動の継続 ○男女共同参画週間の啓発活動の実施 ○ネットワーク登録会員の増加 目標値 団体:30 個人:10人 ○団体の自立に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク登録数:団体26、個人28人(H29.3.2現在) ○まちなか啓発活動 ・イベント会場にて計3日間の啓発活動を古河市男女共同参画推進会議委員と男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)で合同実施 ○男女共同参画週間の啓発活動 ・1/20午前 カスミ古河丘里店にて古河市男女共同参画推進会議委員と男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)で合同実施 ○大好きいばらき地方創生応援事業 ・助成金を利用し男女共同参画に関する紙芝居を作成する際の支援 	A	古河市男女共同参画推進会議との協働により様々な啓発活動を行うことができた。	人権・男女共同参画室口
	男女共同参画古河市民ネットワークの会員相互、及び他自治体活動団体との情報交換を行います。	B	<ul style="list-style-type: none"> ○役員会、代表者会等において情報交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員会、代表者会、総会の開催 ・役員会:3回(5/18、7/20、3/24) ・総会:1回(6/18) 	B	会議の際に会員相互の情報交換、意見交換が行われた。今後は、会員団体の紹介等互いの活動内容について理解を深める機会を検討。	人権・男女共同参画室口
63 男女共同参画活動拠点の検討	男女共同参画情報拠点として、男女共同参画センター等の設置及び運営の検討をします。	B	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画センター等の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○市長へ提言した意見書の中に男女共同参画センター等の設置についても盛り込んだ。 ○第2次古河市男女共同参画プランにも実施事業として盛り込み、関係機関との連携を図る。 	B	男女共同参画推進会議内で審議提案し、意見書に盛り込んだ。	人権・男女共同参画室口

計画目標2 市役所内推進体制の充実

(1) 計画の進行管理

VI-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
64 全庁的な推進体制と進行管理	古河市男女共同参画庁内連絡会議のもと、全庁的に施策の推進に務め、男女共同参画プランを着実に進めます。また、古河市男女共同参画推進会議が進行管理を行います。	B	○全庁的な推進体制の整備 ○古河市男女共同参画推進会議による進行管理	○庁内連絡会議開催：2回(8/2、1/5) ・第2次古河市男女共同参画プラン策定、男女共同参画に関する意識調査結果等 ○男女共同参画庁内ワーキングチーム発足 ・各部署より選出されたワーキングチームのメンバーにおいて、第2次古河市男女共同参画プラン実施事業について検討 ○古河市男女共同参画推進会議開催：6回(8/29、9/20、10/24、11/28、2/17、3/22) ・古河市男女共同参画プラン後期実施計画評価と専門分野の施策等について各委員から提案 ・第2次古河市男女共同参画プラン策定について審議	A	今後も庁内関係部課の緊密な連携を図るため庁内連絡会議を含めイントラネットや庁議報告での情報共有をさらに行っていく。	人権・男女共同参画室口
65 事業評価の市民等への公表	男女共同参画推進事業の評価を公表します。	A	○各課事業実施状況を調査後公表	○27年度実施状況を28年度に調査し市公式ホームページで公表 ※後期計画の推進状況の公表は25年度から実施	A	遅滞なく公表	人権・男女共同参画室口

(2) 職員の人材育成・職域の拡大

VI-2-(2)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況			担当課	
			事業目標	取組の実績	取組ランク		評価理由/改善策
66 女性職員の職域の拡大	女性職員の管理職への登用を積極的に行い、平成28年度までに30%とします。	B	○女性職員管理職登用アップ	○課長級2名、副参事8名、課長補佐級19名 ※上記内訳：係長から課長補佐4名、課長補佐から副参事4名の昇任	B	管理職対象年齢に占める女性の割合が少ないため	職員課
	組織強化を視野に入れた適正な人員配置をすると共に、職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置します。	B	○女性管理職の幅広い分野への配置	○10部(行政委員会3部を含む)のうち8部署に女性管理職員を配置	B	昨年同様、管理職対象年齢に占める女性の割合が少ないため	職員課
67 女性職員の外部研修団体への積極的派遣	外部研修団体(自治大学校・市町村アカデミー・県自治研修所等)に女性職員を派遣し、その資質と能力向上を図ります。	B	○女性職員を研修に派遣し、職員としての資質向上を図る。	○女性職員を各種研修へ派遣し、資質の向上を図った。 ・民間研修機関専門研修：5人 ・茨城県自治研修所：41人 ・茨城県西都市人事協議会(JST) 新任係長研修：6名	B	茨城県自治研修所への女性参加人数が、昨年よりも増加した。	職員課

(3) 男女共同参画に関する意識啓発

VI-2-(3)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
68 職員の意識啓発のための 研修や情報の提供	固定的な役割分担意識を是正するため、男性の育児休業・看護休暇取得の促進に努めます。	B	○男性の育児休業・看護休暇等の取得推進	○育児休業取得者25名(内男性1名)、介護休暇(有給)取得者5名(内男性1名)、介護休暇(無給)取得者0名(内男性0名)、看護休暇取得者43名(内男性19名)	B	子どもの看護休暇の取得人数が増えたが割合は昨年同様	職員課
	職員の健康管理と働き方の見直しのため、ノー残業デーを促進します。	B	○毎週水・金曜美のノー残業デー実施	○平成20年1月から引き続き、水曜日・金曜日に「ノー残業デー」を実施	B	定着してきているが、業務の煩雑時期により残業が必要	職員課
	男女共同参画に対する理解と意識改革のため、職員に対して研修を行います。また、庁内イントラネットを利用した情報提供を行います。	A	○セクハラ・パワハラに係る庁内研修の実施	○講師を招き、職員約862人を対象に研修を実施 ・管理職向け、一般職向けの内容に分けて実施	A	平成26年度に初めて研修を実施し、平成27年度も引き続き実施	職員課
		A	○講演会開催等の情報発信	○職員研修 ・8/23イクボス養成講演会 対象：市職員、教職員、市内事業所従業員、近隣自治体職員、古河市男女共同参画推進会議委員 講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 安藤 哲也 氏 参加：市職員100名 ○講演会開催、作文募集等イントラネットで情報発信 ○工業会、職員向け情報発信【H24～】 ・第9回7月発行「女性が活躍している職場」の紹介&男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員企業募集	A	・職員研修については関係各課と協力しながら行う。 ・情報発信については引き続き行う。	人権・男女共同参画室
	市職員に対し、庁内イントラネット等を通してセクシュアル・ハラスメントに対する意識啓発を図り、相談体制を整備します。	A	○全職員を対象としたハラスメントアンケートの実施	○平成28年度中に、全職員を対象としたアンケートを実施 ・集計結果を基に、平成29年度の安全・衛生委員会において職場環境の改善へ向けて討議する予定	A	昨年同様、アンケートを実施し、改善を検討する。	職員課

(4) 国・県等との連携

VI-2-(4)

具体的施策	実施事業	平成27年度 取組ランク	平成28年度実施状況				担当課
			事業目標	取組の実績	取組ランク	評価理由/改善策	
69 国・県・他自治体との連携	国・県・他自治体や関係機関との連携を図り、広く男女共同参画に関する情報収集及び活用を行います。	A	○国、県、他自治体主催研修等への参加及び協力 ・市主催事業の周知等 ○県西地区市町との情報交換	○市主催研修案内 ・8/23イクボス養成講演会 近隣自治体参加：4市町(8人) ・11/15デートDV予防のためのワークショップ 近隣自治体参加：3市(3人) ・2/10男女共同参画講演会 近隣自治体参加：1市(1人) ○県西地区ブロック男女共同参画研究会 ・計2回実施	A	・市主催事業については、県西地区担当者へ案内を行った。 ・自治体間連携のため県西ブロック男女共同参画研究会に参加し、情報交換を行った。	人権・男女共同参画室

実施計画指標項目

基本目標	指標項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値 (平成28年度)	平成28年度担当課
I 互いの人権の尊重と男女共同参画意識の確立	(1)「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	52.9% (平成21年意識調査)	24年度未実施 25年度実施予定	57.6% (平成25年度意識調査)	26年度未実施	27年度未実施 28年度実施予定	60.3% (平成28年度意識調査)	65%	人権・男女共同参画室口
	(2)家庭生活において男女の地位が平等であるとする市民の割合	34.7% (平成21年意識調査)	24年度未実施 25年度実施予定	37.3% (平成25年度意識調査)	26年度未実施	27年度未実施 28年度実施予定	36.0% (平成28年度意識調査)	50%	人権・男女共同参画室口
	(3)町内会や自治会等において男女の地位が平等であるとする市民の割合	33.2% (平成21年意識調査)	24年度未実施 25年度実施予定	33.7% (平成25年度意識調査)	26年度未実施	27年度未実施 28年度実施予定	33.1% (平成28年度意識調査)	50%	人権・男女共同参画室口
	(4)社会通念や慣習において男女の地位が平等であるとする市民の割合	17.3% (平成21年意識調査)	24年度未実施 25年度実施予定	21.7% (平成25年度意識調査)	26年度未実施	27年度未実施 28年度実施予定	19.7% (平成28年度意識調査)	50%	人権・男女共同参画室口
	(5)職場において男女の地位が平等であるとする市民・教職員・市職員の割合	44.8% (平成21年意識調査)	24年度未実施 25年度実施予定	54%※① (平成25年度意識調査)	26年度未実施	27年度未実施 28年度実施予定	26.8%※② (平成28年度意識調査)	60%	人権・男女共同参画室口
	(6)これまでに配偶者や交際相手から身体的暴力を受けたことがある市民の割合	17.8% (平成23年度意識調査) H23年度の新規DV 相談件数は36件	意識調査は未実施 H24年度の新規DV 相談件数は62件	意識調査は未実施 H25年度の新規DV 相談件数は67件	意識調査は未実施 H26年度の新規DV 相談件数は46件	意識調査は未実施 H27年度の新規DV 相談件数は44件	17.3% (平成28年度意識調査) H28年度の新規DV 相談件数は42件	根絶を目指す	子ども福祉課 (子育て支援課)
		14.3% (平成21年意識調査)	24年度未実施 25年度実施予定	14.8% (平成25年度意識調査)	26年度未実施	27年度未実施 28年度実施予定	20.4% (平成28年度意識調査)		人権・男女共同参画室口
(7)父親対象の家庭教育学級数	2学級	2学級	2学級	2学級	2学級	2学級	5学級	生涯学習課	
II あらゆる分野への男女共同参画の促進	(8)各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合	20%	19.9%	21.9%	25.5%	25.4%	22.7%	35%	関係各課
	(9)女性委員不在の審議会・委員会の数	9	9	8	7	6	6	0	関係各課
	(10)市民公募を行っている審議会・委員会の数	5	5	5	5	5	5	10	関係各課
	(11)地区コミュニティ団体数	6団体	12団体	15団体	15団体	16団体	16団体	20団体	市民協働課口
	(12)男性を対象とした料理教室等の生活講座数	4講座	4講座企画 2講座開催	6講座企画 6講座実施	2講座企画 1講座実施	3講座実施	1講座実施	10講座	施設管理課
III いきいきと働ける社会環境の整備	(13)農業家族経営協定締結戸数	154戸	154戸	155戸	152戸	154戸	155戸	170戸	農政課
	(14)休日保育実施保育所数	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所	1か所	4か所	子ども福祉課 (子ども入園課)
	(15)子育て支援拠点の設置数	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所	7か所	6か所	子ども福祉課 (子ども入園課)
	(16)男性の育児休業取得率(事業所)	2.9% (平成21年意識調査)	24年度未実施	14.3% (平成25年度意識調査)	26年度未実施	27年度未実施	16.1% (平成28年度意識調査)	5%	人権・男女共同参画室

※① 平成25年度現況値は、42.9%が正。

※② 平成28年意識調査については調査対象より、市内小中学校教職員及び市役所職員を外している。

実施計画指標項目

基本目標	指標項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値 (平成28年度)	平成28年度担当課
IV 健康で安心して暮らせる生活環境の整備	(17)女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成	未作成	作成中	作成中	作成中	作成済み	作成済み	作成を目指す	危機管理課 (危機管理防災課)
	(18)妊婦健康診査受診率 (14回分平均)	84.2%※③	76.9%	79.5%	77.2%	81.4%	79.9%	90%	健康づくり課
V 国際的協調と国際理解の推進	(19)日本語教室の新規申込み者数	106人 (平成22年度)	100人	119人	141人	110人	215人	140人	企画課
	(20)多言語に対応したガイド	6ヶ国語	6ヶ国語	6ヶ国語	7ヶ国語	9ヶ国語	9ヶ国語	9ヶ国語	企画課
VI 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	(21)男女共同参画古河市民ネットワーク登録団体・個人数	団体 23 個人 4	団体 25 個人 4	団体24 個人12	団体24 個人15	団体25 個人25	団体26 個人28	団体 30 個人 10	人権・男女共同参画室口
	(22)市役所の管理職員のうち女性職員の割合	16.7%	16.9%※④	18.7%	17.0%	15.5%	16.6%	30%	職員課
	(23)市役所の男性職員の育児休業取得率	3.7% (平成22年度)	0%	0%	0%	0%	4%	10%	職員課
	(24)市役所の男性職員の看護休暇取得率	17% (平成22年度)	25%	33%	30%	30%	44.1%	35%	職員課

※③ 平成23年度現況値は、79.1%が正。

※④ 平成24年度現況値は、17.0%が正。

Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進に関する資料（4月1日現在）

審議会等及び委員会における女性委員の割合

年度	審議会等			行政委員			合計		
	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員 の割合
H 18	353	91	25.8%	65	1	1.5%	418	92	22.0%
H 19	452	111	24.6%	51	1	2.0%	503	112	22.3%
H 20	511	126	24.7%	51	1	2.0%	562	127	22.6%
H 21	423	107	25.3%	51	1	2.0%	474	108	22.8%
H 22	427	100	23.4%	51	1	2.0%	478	101	21.1%
H 23	425	94	22.1%	51	1	2.0%	476	95	20.0%
H 24	437	95	21.7%	51	2	3.9%	488	97	19.9%
H 25	420	99	23.6%	50	4	8.0%	470	103	21.9%
H 26	407	112	27.5%	52	5	9.6%	459	117	25.5%
H 27	434	115	26.5%	51	8	15.7%	485	123	25.4%
H 28	424	100	23.6%	51	8	15.7%	475	108	22.7%
H 29	431	111	25.8%	51	8	15.7%	482	119	24.7%

女性委員のいる審議会等及び委員会の割合

年度	審議会等			行政委員			合計		
	審議会等の総数	うち女性が いる審議会 等の数	女性委員が いる審議会 等の割合	委員会の 総数	うち女性が いる委員会 の数	女性委員が いる委員会 の割合	審議会等及び 委員会の総数	うち女性が いる審議会 等及び委員 会の数	女性委員がい る審議会等 及び委員会 の割合
H 18	21	17	81.0%	6	1	16.7%	27	18	66.7%
H 19	27	22	81.5%	6	1	16.7%	33	23	69.7%
H 20	29	22	75.9%	6	1	16.7%	35	23	65.7%
H 21	24	19	79.2%	6	1	16.7%	30	20	66.7%
H 22	24	20	83.3%	6	1	16.7%	30	21	70.0%
H 23	24	20	83.3%	6	1	16.7%	30	21	70.0%
H 24	25	20	80.0%	6	2	33.3%	31	22	71.0%
H 25	24	20	83.3%	6	2	33.3%	30	22	73.3%
H 26	23	20	87.0%	6	2	33.3%	29	22	75.9%
H 27	26	23	88.5%	6	3	50.0%	32	26	81.3%
H 28	25	22	88.0%	6	3	50.0%	31	25	80.6%
H 29	29	27	93.1%	6	3	50.0%	35	30	85.7%

* 審議会等とは、地方自治法第 202 条の 3 に規定され、市政推進にあたって特定の内容を、市民や各種団体の意見を反映させるために法律等に基づいて設置されています。

* 行政委員とは、地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会を指し、教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会の割合をまとめています。